

事務事業名	石橋複合施設整備事業		所管部課	教育委員会	生涯学習文化課	
事業目的	老朽化した石橋公民館や石橋児童館をマネジメントの観点から統合し、石橋総合病院跡地に新たな複合施設を建築するとともに、まちの交流やにぎわいを創出するため、余剰地において民間活力を導入した相乗効果の高い施設を整備し、病院跡地の一体的な利活用を図るものである。					
事業概要	DB方式+余剰地民間活力導入型による整備方針とする。 令和元年度:設計・建設・余剰地活用企業の誘致を一体的に行う事業者を募集するためのプロポーザルの実施要項や要求水準書(仕様書)案を策定する。要求水準書に反映させるため、利用者団体等への意見聴取を行う。 令和2年度:学識経験者を含む選定委員会によりプロポーザル方式で事業者を選定。同社により、設計・工事に着手 令和3年度:建設工事 令和4年度:竣工式・内覧会・開所					
総合計画での位置付け	6 市民が主役の市民と行政が協働するまちづくり	重点事業区分	類型区分	I (積極的推進)		
事業区分	新規・継続	継続	事業の種類	ハード事業	市裁量の有無	
根拠法令等	市公共施設等総合管理計画、市立地適正化計画、市都市再構築プラン、市石橋駅周辺公共用地利活用基本計画					
補助団体	-					
年度別	事業計画	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	事業費			16,001千円	42,449千円	652,691千円
事業内容	対象年度(令和2)	事業費内訳 ・アドバイザー業務委託料 8,789千円 ・設計委託料 33,540千円 ・プロポーザル選定委員会委員報酬 120千円				
	財源	国県支出金	地方債・その他	一般財源		
その他(過年度実績・特筆すべき点等)	> 過年度実績 > 実施内容の詳細 今年度、プロポーザル準備(実施方針・要求水準書・募集要項の策定、契約・工事に関するリーガルチェック、民間事業者の選定基準・様式集作成、予定価格の積算、選定委員会の設置)、利用者団体の意見聴取を実施。 > 今後の展開 令和2年8月実施予定のプロポーザルにより事業者選定。 2022年(令和4年)10月ごろ完成予定 > 他事業との連携 公民館・児童館としての必要十分な機能を満たしながら、同じエリアである石橋庁舎跡地利活用の状況と連携し、駅周辺の新たな周遊性・にぎわいづくりに貢献できるような施設とする。 > その他 利用者団体の意向をていねいに吸い上げながら、民間事業者の応募意欲を損なわないような要求水準書に仕上げるためのバランスが大変重要になってくる。					

事業推進方針判断に際しての3つの視点					
必要性	A	○	全て	要件(3項目)	
	B		1以上	<input checked="" type="checkbox"/> 社会経済情勢の変化や市民ニーズ等に適合する <input checked="" type="checkbox"/> 公共関与の妥当性がある <input checked="" type="checkbox"/> 第二次下野市総合計画の施策体系と事業目的に整合性がある	
	C		なし	市裁量がない事業(⇒A評価とする)	
本事業は、現総合計画前期基本計画にて、基本施策6-2「健全な行財政運営の仕組づくり」、施策1「行財政改革の推進」に位置付けられているほか、しもつけ重点プロジェクトの取組事業にもなっています。 まちなかの衰退や公共施設の老朽化等の傾向により、市民の交流の場となり、まちなかの発展につながる公共施設の必要性が高まっています。 石橋駅周辺に関して、石橋庁舎跡地と石橋総合病院跡地を一体的に整備することで、人々の交流やにぎわいの創出につながるうえ、石橋総合病院跡地に整備する複合施設は、公民館と児童館を統合していることから、幅広い世代の利用が予想されます。 まちなかの発展に関わる重要な事業であることから、必要性をAとしました。					
有効性	A	○	全て	要件(3項目)	
	B		1以上	<input checked="" type="checkbox"/> 市民サービスの維持・向上に寄与する <input checked="" type="checkbox"/> 持続可能なまちづくりに寄与し、地方創生の推進等につながる <input checked="" type="checkbox"/> 総合計画の上位施策の目標達成に貢献し、意図する結果につながる	
	C		なし	市裁量がない事業(⇒A評価とする)	
本事業の実施にあたり、利用者団体への意見聴取を行い、市民が活動しやすい利用環境を目指すことで、市民サービスの向上に寄与すると考えられます。 地方創生への取組として、行政だけでなく、市民による交流やにぎわいづくりも必要となるため、その活動拠点の一つとなる、公民館機能をもつ複合施設を整備することは、地方創生の推進にとって重要になると考えられます。 以上のことから有効性をAとしました。					
効率性	A		3以上	ソフト事業(要件:6項目)	ハード事業(要件:3項目)
	B	○	1以上	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の質を維持しつつ、事業費の削減や取組方法を見直す <input checked="" type="checkbox"/> 補助金等の積極的な活用で最大の成果となる方法を選択している	<input checked="" type="checkbox"/> 同種・同目的事業との統合や簡略化を実施する <input checked="" type="checkbox"/> 民間委託を実施する <input checked="" type="checkbox"/> 受益機会・費用負担割合等が公平公正であり適正である <input checked="" type="checkbox"/> 市民(団体)協働や連携により事業を実施する
	C		なし	<input checked="" type="checkbox"/> 事業目的に見合う最適な事業規模である <input checked="" type="checkbox"/> 他事業との重複がない <input checked="" type="checkbox"/> 管理業務等において、現在の取組手法から、さらに効率性を図ることは困難である	
本事業は、地域住民の生活の質の向上とまちの活性化を目的とし、社会資本整備総合交付金(国土交通省)を活用することで、財源の確保に努めています。 しかし、今後は、利用者団体の意見と、要求水準書のバランスが重要となるため、慎重で丁寧な進め方が求められるところであります。 以上のことから、効率性をBとしました。					

総合評価	○	継続実施
		見直し実施
		廃止

下野市石橋駅周辺公共用地利活用基本計画（平成31年3月策定）に基づき、石橋総合病院跡地に整備を予定する石橋複合施設整備事業の概要につきましてご説明します。

## 1 はじめに

### ■計画策定の背景

本市は、平成18年に南河内町、石橋町、国分寺町の3町が合併したことによる施設間の機能の重複や稼働率の低い施設の立地がみられ、また、学校、庁舎などの公共施設や、道路、下水道などの都市基盤施設は、整備時期が集中している傾向にあり、現状規模のまま将来にわたり維持管理することは極めて困難な状況になっている。

そのため、平成29年3月に、効率的で効果的なマネジメントの実施によって公共施設の質と量の最適化を図り、持続可能な公共施設等のサービスの維持を実現することを目的として、「下野市公共施設等総合管理計画」が策定された。また、同じく平成29年3月に策定された、「下野市立地適正化計画」では、コンパクトな都市構造を実現し、効果的・効率的な都市経営を目指すことが示されており、その実行戦略として、平成30年3月に鉄道駅周辺の人口密度を維持し、多様な生活サービスが提供可能となる拠点形成を図ることで、賑わいと活力を生み出し、将来の変化に対応した都市づくりの先導的な計画として、「下野市都市再構築プラン」を策定した。本計画は、下野市都市再構築プラン（石橋駅周辺編）で示されている石橋駅周辺の公共用地（石橋総合病院跡地・石橋庁舎跡地）の利活用の実現に向けた基本計画として位置付ける。

### ■主な上位計画の概要

#### ◆下野市公共施設等総合管理計画（H29.3）

- 下野市公共施設等総合管理計画は本市の最上位計画である「第二次下野市総合計画」に基づき、全庁横断的に公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための方針について定めるものであり、国の「インフラ長寿命化計画」に対する本市の行動計画として策定している。
- 公共施設等のあり方の基本方針として、「提供サービスの効率化と質の向上」を掲げており、今後の高齢化や人口減少に応じ、提供サービスの集約化・重点化、内容の見直しや効率化に取り組むとともに、施設の利用改善及びサービスの質の向上を図ることを示している。
- また、基本方針の実施にあたっての財政負担の縮減目標として、**今後30年間で、公共施設等の更新及び大規模改修に係る経費の20%を削減することを示している。**

#### ◆下野市立地適正化計画（H29.3）

- 立地適正化計画は、持続可能な都市構造への再構築を目指し、人口減少社会に対応したコンパクトシティを実現するためのマスタープランであり、この計画を作成することで、都市の中心部へ公共施設や生活利便施設等の都市機能や居住を誘導することができる。また、計画で位置付けた都市機能の整備を実施する際に国の補助金（都市再生整備計画事業（本事業に適用予定）等）を活用できる。
- 下野市立地適正化計画では、**JR石橋駅周辺を都市機能誘導区域と定め、石橋駅を含めた市内3つの鉄道駅を都市機能の集積拠点とした、「ネットワーク型コンパクトシティ」の形成を目指すことを示している。**

#### ◆下野市都市再構築プラン（石橋駅周辺編）（H30.3）

- 下野市都市再構築プランは、下野市立地適正化計画で示す、コンパクトな都市構造の実現と効果的・効率的な都市経営の実現に向けた事項戦略として、鉄道駅周辺の人口密度の維持と多彩な生活サービスを提供可能な拠点整備による、地域の賑わいの創出と将来の変化に対応した都市づくりに向けた先導的な計画として策定され、本市の直面する人口減少社会への備えと更なる都市の発展を図るべく、JR3駅周辺の都市開発のあり方を検討している。
- 下野市都市再構築プラン（石橋駅周辺編）では、石橋駅周辺の公有地の利活用について検討し、**石橋総合病院跡地は複合施設（公民館・児童館）の整備、石橋庁舎跡地は多目的広場（イベント・防災機能）の整備を検討することを示している。**

## 2 整備の方向性

### 石橋総合病院跡地 → 複合施設（公民館・児童館）を整備

#### 【整備の方向性】

石橋公民館は、建物・設備の老朽化が著しく、平成 36 年には建替えの目安とされる建築後 60 年を経過し、石橋児童館は、耐震化できず老朽化していたため、暫定的に他の公共施設（こどもの広場いしばし）に移転しており、新たな施設整備が必要となる。

以上により、効率的で安全な公共サービスを提供するため、公民館機能と児童館機能を複合化・集約化した公共施設の整備を目指す。

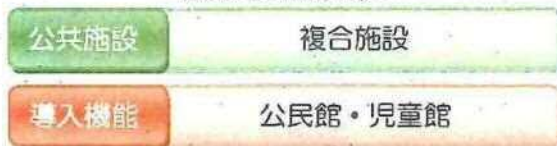
#### 【余剰地活用の可能性】

事業対象地である石橋総合病院跡地は敷地面積がおよそ 9,000 m<sup>2</sup>と広大であることから、複合施設（公民館・児童館）の整備と合わせて、余剰地活用の可能性を検討している。土地利用の考え方は、民間意向調査の結果を踏まえて、公共施設用地を南側とする土地利用（右図参照）を想定している。

#### ＜土地利用の考え方＞



#### ＜施設整備方針＞



#### 【整備財源】

社会資本整備総合交付金事業（都市再生整備計画事業）の活用を検討。

#### 【スケジュール】

平成 32 年度事業化予定。

対象地	石橋総合病院跡地
住所	下野市石橋 619 他
敷地面積	約 9,000 m <sup>2</sup>
用途地域	第 1 種住居地域
建ぺい率	60%
容積率	200%
防火地域	建築基準法第 22 条地域
高さ制限	15m(社会福祉施設、医療施設、学校教育法による学校などは除く)
日影規制	5 時間(10m 以内)、3 時間(10m 超)、 H=4m

## 3

## 導入機能及び施設イメージ【石橋総合病院跡地】

## ■施設配置

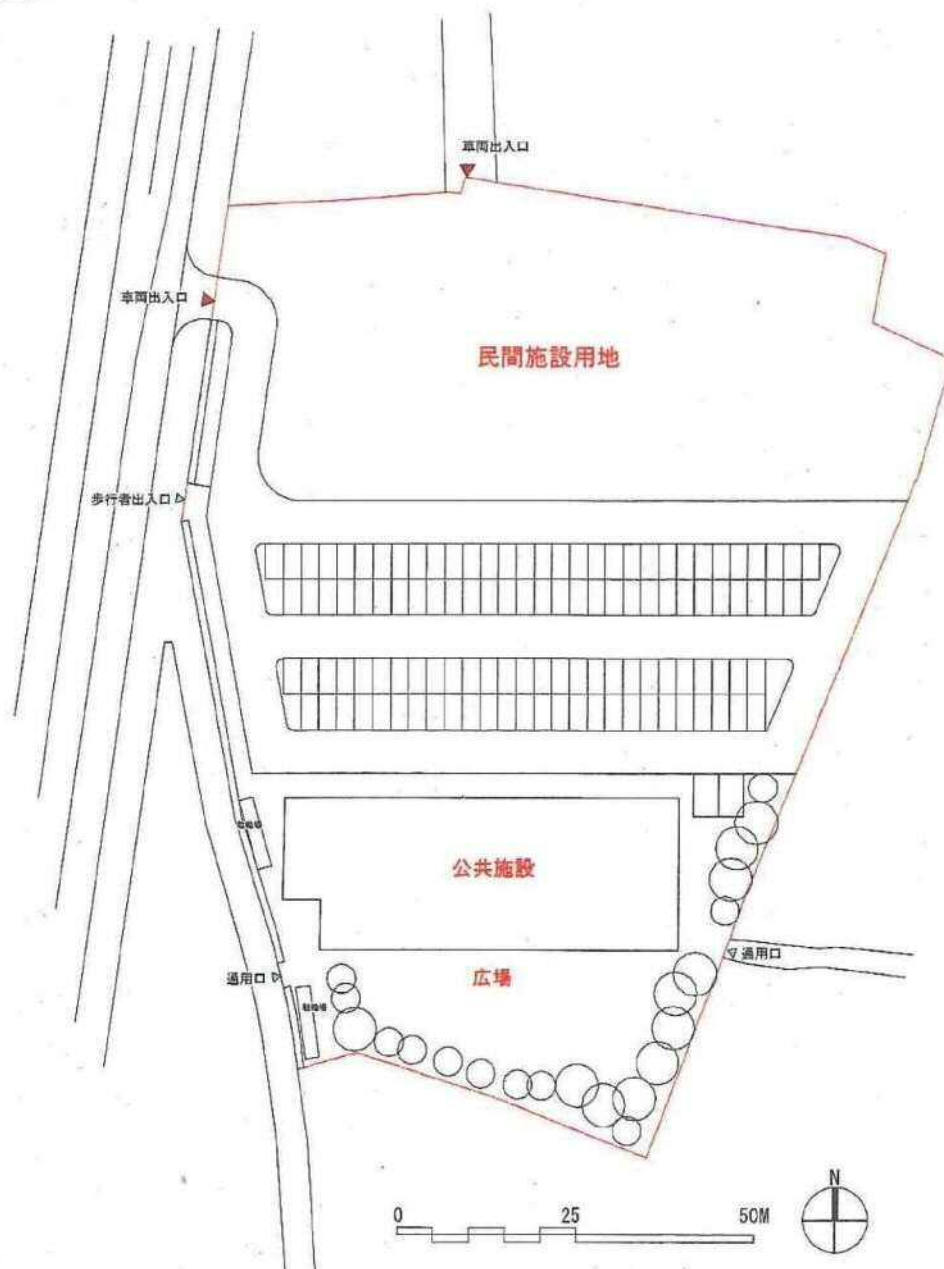
- ✓ 公共施設用地（複合施設・駐車場）として約 6,000 m<sup>2</sup>を確保し、余剰地となる約 3,000 m<sup>2</sup>を民間施設用地として設定する。

## &lt;施設配置の方針&gt;

用途		敷地面積
公共施設用地	複合施設（公民館・児童館）	約 3,000 m <sup>2</sup>
	駐車場（100～150 台程度）を想定	約 3,000 m <sup>2</sup>
民間施設用地 （余剰地）	民間施設	約 3,000 m <sup>2</sup>
計		約 9,000 m <sup>2</sup>

## ■施設イメージ

## &lt;配置図&gt;



## ■導入機能

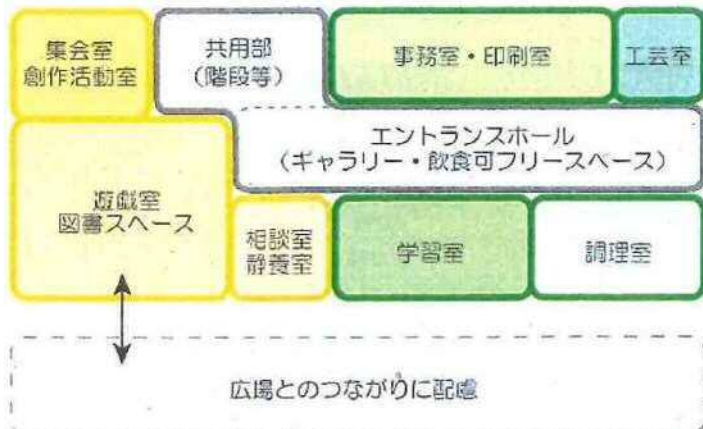
### <複合施設の導入機能(案)>

施設	諸室名	延床面積
公民館機能	会議室①～⑤、和室、託児室、パフォーマンススタジオ (会議室⑤に可動式ステージを設置)	約 670 m <sup>2</sup>
児童館機能	遊戯室、図書スペース、集会室、創作活動室、相談室 静養室(救護室)、	約 280 m <sup>2</sup>
共有機能	工芸室、調理室、学習室、事務室・印刷室、倉庫(管理用)	約 400 m <sup>2</sup>
共用部	エントランスホール、その他	約 850 m <sup>2</sup>
計		約 2,200 m <sup>2</sup>

### <複合施設の主な諸室と利用イメージ(案)>

機能	諸室	主な利用イメージ
公民館機能	会議室	・会議、多目的ルーム(パーティション撤去時) 等
	和室	・囲碁、将棋、茶道、華道 等 ・講師の控室(イベント時) 等
	託児室	・公民館講座実施時の一時保育、親子の休憩スペース 等
	パフォーマンススタジオ	・カラオケ、ダンス、楽器演奏 等
児童館機能	遊戯室	・イベント、レクリエーション 等
	図書スペース	・児童書、絵本などの読書
	集会室	・会議、保護者の集会 等 ・児童向けの講座、イベント 等
	創作活動室	・折り紙、クラフト、お絵かき 等 ・工作体験講座 等
	相談室	・育児、子育てに関する相談窓口
共有機能	静養室(救護室)	・急な体調不良時などに使用
	工芸室	・陶芸教室、工芸教室、絵画教室 等
	調理室	・食育講座、料理イベント 等
共用部	学習室	・子どもの学習スペース
	エントランスホール	・ギャラリー、飲食可能なフリースペース

### <複合施設の導入機能イメージ図(1階)>



### <複合施設の導入機能イメージ図(2階)>

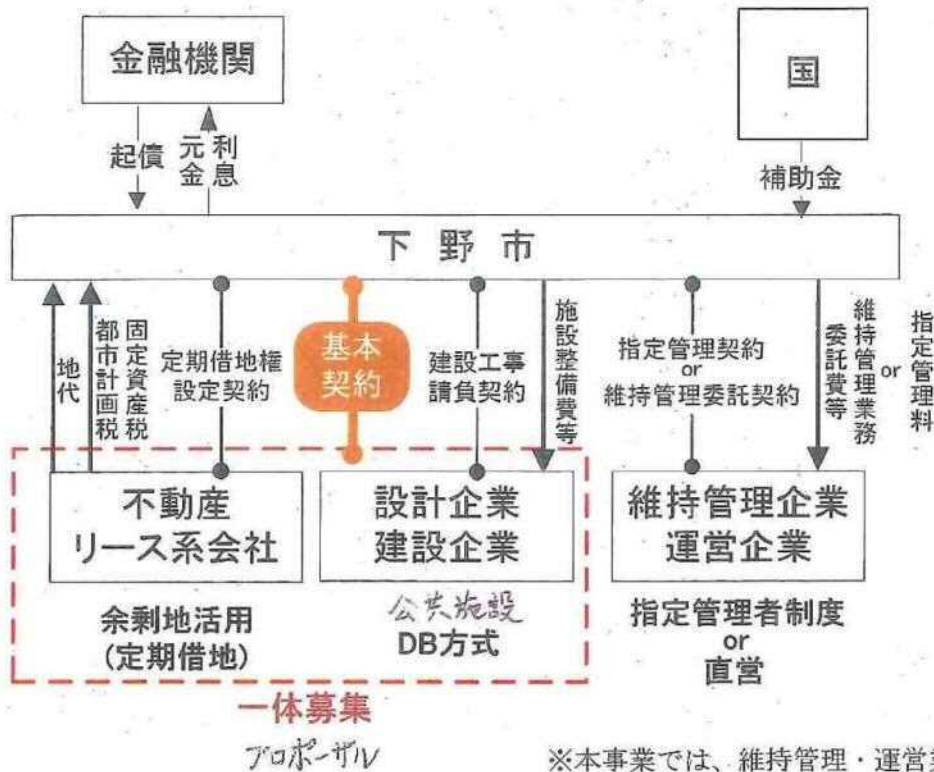


<span style="color: blue;">■</span>	公民館機能
<span style="color: yellow;">■</span>	児童館機能
<span style="color: green;">■</span>	公民館・児童館共有機能
<span style="color: grey;">■</span>	共用部等

## 4 事業手法について

### 本事業で想定する事業スキーム PPP (Public Private Partnership) ~ 公民連携事業

- 本事業の場合、公共施設をDB方式（設計施工一括発注方式）で整備し、余剰地の活用を定期借地権方式で行う事業スキームを想定しています。
- 事業者募集にあたり、公共施設についての要求水準を定めることが基本ですが、建設予定地全体の良好な一体的提案を受けるため、余剰地活用事業についても、必要な条件について示し、また、評価の対象とすることとなります。



### 性能発注（性能規定）について

- PPP事業では、求めるサービスを仕様（規定）で示すのではなく、民間の創意工夫を活用する観点から、性能（規定）で示すことが原則となります。事業者を募集する時には、求めるサービス水準について、「設計及び建設」、「維持管理及び運営」といった業務の実施条件を記載した要求水準書を公表します。
- 要求水準書は事業費の根拠となるため、必要な条件を整理しておく必要があります。つまり、事業費として想定していない業務水準を、必須の条件として要求することはできません。

#### <要求水準の考え方>

性能規定により、よい提案を得るためには、「必須の要求事項」を要求水準で示すことと、「もし実現できれば尚よいレベル」を審査基準で示し誘導することが有効です。

審査基準で示す内容：必要とまでは言えない（事業費としてあらかじめ見積もることは難しい）が、民間ノウハウにより実現できるかもしれないレベル

※上記の内容は提案されない場合もあるので、民間事業者に必ず提案してほしい事は全て要求水準に盛り込む。

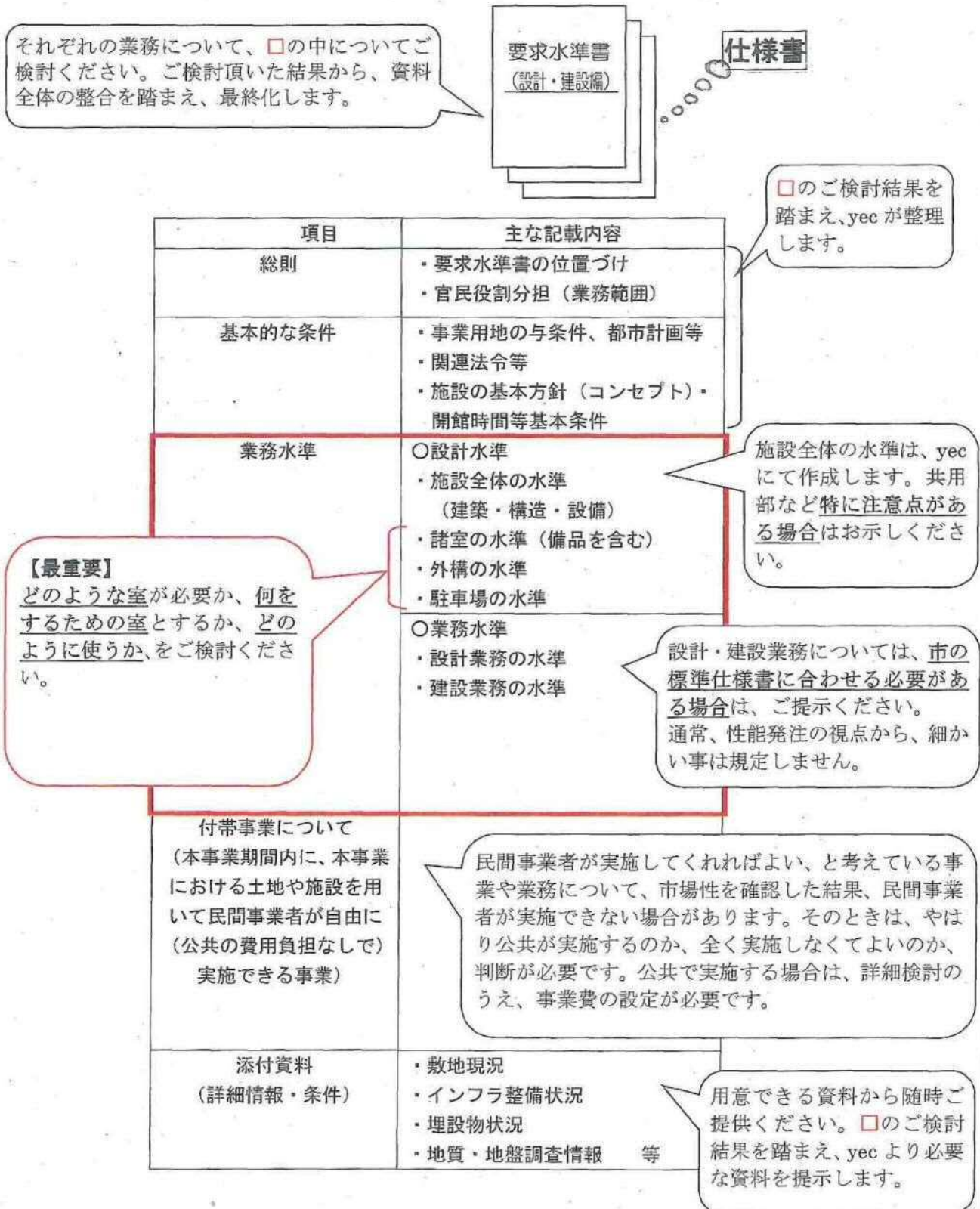
性能発注により期待される効果

要求水準で示す内容：本事業に必要な条件は全て示す（事業費の根拠）

## 5 要求水準書を作成するために

### <要求水準書の構成と主な記載内容>

下野市石橋駅周辺公共用地利活用基本計画で示された導入機能や主な諸室を踏まえ、民間事業者からのよりよい提案応募を導き出すために、施設をどのように使い、どのような事業を行っていきたいのか、項目ごとに詳細な要求事項を明示し、施工事業者を決めるプロポーザルの募集要項に盛り込んでいきます。



＜要求水準書具体例：：共用部＞

要求水準を検討するポイントが吹き出しで示されています。

記載されている内容はあくまで一例です。

共用部	
エントランス ホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分かりやすい場所に配置し、円滑な動線が確保できるようにする。</li> <li>・十分な性能を有する風除室を設置する。</li> <li>・雨水等を施設内に持ち込まないよう、泥落とし用のマット、カサ立てを設置する。</li> <li>・図書館機能の開館時間外に本の返却ができる図書返却用ブックポストを設置（屋外壁面）すること。</li> <li>・施設案内板、サインを設置する。</li> <li>・施設利用者が休憩、談話等が行えるよう、テーブルやベンチ等を配置した談話（交流）コーナーを設置すること。</li> <li>・バリアフリーに配慮する。</li> <li>・広報などパンフレットの配付棚の設置スペースを確保すること。</li> <li>・壁面の一部に2m×3mのバックシート（インタビューボード・ビニール製）を貼付し、記念写真の撮影が可能なスペースを確保すること。</li> </ul>
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な位置に適切な数を配置する。</li> <li>・多目的トイレの便室内にはベビーチェア、ベビーベッド、補助便座を設置する。</li> <li>・防災や非常時に対応できる設備等を整備する。</li> <li>・天井照明はLED照明とする。</li> <li>・衛生機器は全て自動水栓とし、小便器は低リップタイプとする。</li> <li>・トイレは暖房便座・ウォシュレット・振音装置の機能を有しているものとする。</li> <li>・便所の装備等に応じコンセントを適切に設置する。</li> <li>・本施設内の1箇所以上のトイレにオストメイト用設備を設置する。</li> </ul>
廊下・階段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多人数の使用に配慮し、機能的で使いやすい仕様とし、幅員についても余裕のあるものとする。</li> <li>・安全でわかりやすい遊離動線に配慮する。</li> <li>・手すりを設ける。</li> <li>・天井照明はLED照明とする。</li> <li>・分かりやすい位置に、AED（自動体外式除細動器）を1台設置する。</li> <li>・円滑に清掃が行えるようコンセントを適切に設置する。</li> <li>・視覚障害者に配慮した導線設備を設ける。</li> </ul>
倉庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種設備の補修点検用器具、補修材等等の保管を行う倉庫を設ける。</li> <li>・適切なスペースを確保する。</li> <li>・天井照明はLED照明とする。</li> <li>・コンセントを1室につき1箇所設置する。</li> </ul>
管理事務室 （兼受付・総合案内）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設の運営を行う事業者（市が別途選定）及び維持管理を行う事業者が使用する。</li> <li>・公共施設の受付・総合案内にも対応するため、エントランスに向けカウンター（2人での受付対応が可能な広さ）を設置する。</li> <li>・管理事務所壁面の廊下側に向け、郵便受けを設置する。</li> <li>・天井照明はLED照明とする。</li> <li>・災害時には市職員が事務室として利用する。</li> </ul>
赤ちゃんの駅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おむつ替え、授乳スペースを確保すること。（詳細は埼玉県HP参照。）</li> </ul>

特に市が指定したい条件について記載

例：トイレ、ベビーカー置き場、業務用エレベーターなど

特にご指示がなければ、一般に考えられる要件は yec で作成するので、yec の記載について不要または不足箇所がないかチェックしてください。



<要求水準書具体例：：諸室>

みなさまには現に公民館を利用されているお立場から、特に諸室の機能について、新しい公民館をどのように活用していきたいかご意見をいただきます。  
記載されている内容はあくまで一例です。

必要な室ごとに表を作成

⑤ 多目的室	
何をするための室か記載	用途 ・講習、会議、集会、実習（絵画・工作）など多目的に利用する。 ・上記活動のほか、調理を行えるものとし、災害時の炊き出し利用を想定する。 ・室内で飲食可とする。
原則、面積記載のこと	規模 150 m <sup>2</sup> 収納庫は左記面積に含まない
	設置数 1 室 貸出は2区画に分けることを想定（可動間仕切り扉にて2室に区画）。 調理スペースは単独で貸出できるものとする。
	利用 職員 1 人
	人員 利用者 120 人
できるだけ室を使う人数も記載 常時か一時か分かるよう備考も記載	諸室仕様 ・開放感のある空間とする。 ・壁で区画した調理スペース（30 m <sup>2</sup> 程度）を設け、残りの多目的スペースは可動間仕切りで2室に分けて利用できるようにすること。 ・多目的スペースを区画して利用する際に物品を取り出せる収納庫を設置すること。 ・床は騒音に配慮し、歩行者の発生が少ない材料を使用する。また、飲食を可とするため、床の仕様は耐水性、耐汚染性に配慮すること。 ・自然光を可能な限り確保する。 ・自然光を調整できるよう窓には網戸及びブラインドを設置する。 ・外部からの騒音に配慮した計画とすること。 ・可動間仕切りは、間仕切り単体の遮音性能で50 d B（500Hz）以上とすること。 ・調理スペースの区画壁には、多目的スペースに向け引込戸等により大きな開口部を設け、多目的室と一体的に利用できる計画とすること。 ・調理スペースは上記の他、以下の要件を満たすこと。 ・床材は、清掃がしやすく耐水性のある衛生的な素材とし、濡れても滑りにくいものとする。 ・壁材は、防汚性、防湿性、防カビ性に優れ、清掃しやすく衛生的なものとする。また、傷等が付きにくい仕様とする。
どのように使うのかを記載 ・室の分割利用 ・音・光・換気の注意事項 ・什器・備品の使い方の特徴 ・確保すべきスペース 等	他室との関係 ・調理スペースは体育室と近接し、災害時にも動線を確保すること。 ・多目的室用の収納庫を隣接させること。
他室との隣接や近接の条件等	建築設備要件 ・有線LAN配線を行う。 ・実習（絵画・工作）のため、流し台を設置すること。 ・調理スペースは以下の要件を満たすこと。 ・換気・排気に留意し、調理実習時の臭気が他の諸室に広がらないよう配慮した計画とする。 ・調理台、流し台を設けること。 ・調理実習に適した照度を確保すること。 ・電磁調理器の使用の可否は、事業者の提案とする。 ・音響スピーカー及びワイヤレスアンテナを設置すること。
市が調達するもので、置くためにスペース確保が必要な場合に記載（市が調達するものであるため、事業費に含まない。）	什器備品等（市調達分） ・会議用机：36台（3人掛け） ・いす：140脚 ・ロールスクリーン ・調理台：2台（内昇降式1台） ・丸いす：8脚（調理台用） ・食器棚：1台 ・オープン棚1台 ・冷蔵庫 ・オープン2段式1台
	什器備品等（事業者調達分）
	照明・電話回線・空調・換気・給排水に関する条件を記載
	民間事業者調達させたいものを記載（事業費に含む）

マドバザリ業務  
ここまで →

■事業者募集スケジュール(案)【石橋複合施設整備事業(下野市)】

	令和元年度(2019年度)						令和2年度(2020年度)															
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
民活事業募集手続き	事業スキームの精査 募集準備(実施方針、要求水準書案)						VFMの精査(債務負担額の設定) 募集準備(募集要項、要求水準書、事業者選定基準、株式案、事業契約書案(基本契約書案、DB契約書案、定期借地権設定契約書案))			募集手続き (直接対話)、質問回答、公表資料の修正(適宜)			審査手続き (基礎審査、提案審査)			契約交渉、事業契約 (基本協定、事業契約)			民活事業の実施			
市民参加手続き	施設条件(導入機能、要求水準)に係る市民意見の聴取(ワークショップ等) ※所管課が実施																					
庁内会議等	【第1回】事業概要説明(庁内勉強会)		W.G		W.G		【第2回】実施方針(案)等の確認 部長会議		W.G		W.G		【第3回】募集要項等の確認 部長会議		W.G							
選定委員会							【第1回】事業者選定基準、募集要項等の確認						【第2回】基礎審査結果、提案内容の確認		【第3回】応募者プレゼン、提案審査の実施							
議会							※特定事業の選定前に債務負担行為の議会議決が必要 ⇒社会資本整備総合交付金事業(都市再生整備事業)に係る協議が完了し、平成32年3月議会で債務負担行為の議決を諮る募集スケジュールを想定。			(債務負担行為) 議会議決			※事業契約の締結に係る議会議決が必要			(事業契約) 議会議決			施設整備(設計・建設)期間として概ね2年以上の確保が必要と想定される。			
							実施方針等の公表			募集要項等の公表			優先交渉権者の選定・公表			基本協定の締結			事業契約の締結			
							○(直接対話(1回目)の実施) ○実施方針等の質問回答 ○実施方針等の質問受付			○(直接対話(2回目)の実施) ○募集要項等の質問回答 ○募集要項等の質問受付			○提案書の受付									
							※特定事業の選定と募集要項等の公表を同時とすることも可能			※募集要項等の公表～提案書提出期間として約3カ月を確保												
	2022年(令和4年) 9月ごろ完成予定																					

※上記スケジュールは、PFI法に準じた募集手続きにより、募集期間を概ね1年程度確保した場合に想定されるスケジュール案であり、今後の事業の進捗や調整状況等に応じて変更が生じる可能性があります。  
(募集手続き期間としては、概ね1年～1年半の確保が必要です。)